

第16節 防災施設等整備計画

防災機関は、災害応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資機（器）材及び物資の整備、充実に努めるものとする。

主な実施機関
市町村，県（危機管理局，保健福祉政策課，薬務課，道路保全課，河川課），
四国地方整備局，日本赤十字社

第1 情報通信体制の整備

県及び関係各機関は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

1 地域衛星通信ネットワークシステムの運用管理

県は、災害に強い伝送経路を構築するため、平成9年度に県防災行政無線地上系システムに加えて衛星通信システムを導入している。これにより、県内市町村及び全国の地方公共団体との間で防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークの整備が図られた。今後は、適正な管理・運用を行うとともに、日常業務にも活用して災害時に備えるものとする。

2 各無線施設等の整備充実

関係各機関は、自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

特に市町村においては、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、防災行政無線施設の早急な整備に努めるものとする。

3 防災相互通信用無線局の整備

県災害対策本部を中心として指定地方行政機関等、防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため、各機関はそれぞれ防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

4 ヘリコプターテレビ電送システムの整備

災害時における機動的な情報収集能力の向上のため、被災現場の映像をリアルタイムに確認できるヘリコプターテレビ電送システムの整備に努めるものとする。

5 防災情報統合管理システムの整備

災害時において、迅速かつ円滑な対策を実行するためには、時系列的に変化する情報ニーズの的確な把握が必要であり、情報収集・発信手段についても緊急的・概括的な情報、きめ細かな情報等、その目的により画像情報の利用をはじめ、有効な手段を選択する必要がある。

また、災害時だけでなく、平常時における県民への防災情報の提供、防災関係機関、他都道府県、ボランティア組織等との連携のためにも、県は、情報のデータベース化・一元化、有効な情報収集・発信手段のシステム化等防災情報統合管理システムの整備に努めるものとする。運用については、平成17年度中を目標としている。

第2 防災拠点施設等の整備

1 県立防災センターの管理運営

県は平時は県民等が体験学習（地震、煙、風雨、応急救護）等を通して、災害の基礎的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設であり、災害時には災害対策活動拠点として機能する通信施設、備蓄倉庫、ボランティア活動支援設備を備えた県立防災センターを適正に管理運営する。

2 その他の防災拠点施設等の整備

国土交通省徳島河川国道事務所及び那賀川河川事務所は、ヘリポート、車両待機場所、災害復旧資材の備蓄基地として、河川防災ステーションの整備に努めるものとする。

また、市町村においても、地域防災拠点の整備に努めるものとする。

3 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町村及び特定事業者は、緩衝地帯として緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

県の事業

緑地 徳島小松島港赤石地区（整備済）

第3 応急物資等の備蓄

大規模災害発生時には、多くのり災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援態勢が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため県及び市町村は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、市町村は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかったり災者等のために飲料水

や食糧，生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。したがってそれぞれの市町村の特性から必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

県においては災害対策活動において広域的な調整活動をおこなう役割を主としているため，物資については市町村の備蓄を補完するもの及び緊急かつ大規模災害時に必要とし，他の機関で保有するのが困難なものを備蓄・確保するものとする。

さらに，それぞれの防災関係機関は，地震が発生した場合において，徳島県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行うものとし，具体的な措置内容は，期間ごとに定めておくものとする。

1 応急食糧の備蓄整備

基本的に住民は発災初期の避難生活のための応急食糧の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。また，地域住民と密接に関わっている市町村は，家屋倒壊等で備蓄食糧の確保ができなかったり災者の生活確保のための備蓄食糧の整備に努めることとする。それぞれの市町村の人口や地理等の特性を考慮した上で，他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し，備蓄に努めるものとする。県は市町村を補完する立場から市町村と関係機関，団体との協定や流通備蓄の現状の把握に努めるものとする。

2 給水体制の整備

(1) 運搬給水の備え

市町村は，別に示す初期段階の応急給水ができるよう，給水車，仮設水槽，ポリタンク，その他必要な資材を整備，備蓄するとともに，予め避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか，運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄・配水池，消火栓，民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また，近隣市町村等からの応援給水がある場合は，運搬先の周知や，運搬先での受け入れ体制を整えておく。

その他，住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

(2) 拠点給水の整備

市町村は運搬給水では供給可能な水量に限界があり，時間の経過とともに生活用水を確保する必要から，避難所や浄水場，配水池，消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし，また，耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄することとする。

3 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については日本赤十字社、市町村等において備蓄されており、これらをさらに整備し、充実させることが必要である。県、市町村においては民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また住民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

4 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努めることとする。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

県は、水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に応急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資材の補充整備をする。また水防管理団体は、その重要水防区域内堤防延長1,000メートルないし、2,000メートル毎に1棟の割合で面積33平方メートルの水防倉庫を設置し、必要な機材を備えつけるように努めるものとする。

5 医薬品等の整備

県では災害時における医薬品等供給マニュアルを作成し、医療救護活動に必要とされる医薬品等が迅速に救護所や医療機関に供給可能な備蓄体制づくりを行っている。また、血液製剤については日本赤十字社徳島県支部を通じ、徳島県赤十字血液センターから迅速に供給される体制が整っている。今後はそれらのより一層の充実した体制づくりに向け努めるものとする。